

一般社団法人日本接着歯学会
指導医資格認定候補者の推薦に関する申合せ

1. 本申合せは、一般社団法人日本接着歯学会専門医制度規則第 10 条第 3 号に基づき、専門医認定委員会（以下、委員会という。）による指導医資格認定候補者（以下、候補者という。）の推薦について定める。
2. 委員会は、本会専門医資格を有する会員のなかから指導医としてふさわしい者を、指導医認定の申請資格を有する候補者として理事会に推薦することができる。
3. 本会指導医は、学識及び臨床経験、教育研修において、候補者としての諸条件を備えていると認められる本会専門医を委員会に推薦することができる。
4. 本会指導医が候補者を推薦する場合は、指導医資格認定候補者推薦書（17 号様式）を委員会に提出しなければならない。
5. 委員会は、必要に応じて被推薦者に参考資料の提出を求めることができる。
6. 理事会で承認を受けた被推薦者は、指導医認定の申請を行うことができる。
7. 本申合せの改廃は、委員会の発議により、規程検討委員会での協議のうえ、理事会の承認を得なければならない。

附則

本申合せは 2022 年 6 月 18 日から施行する。